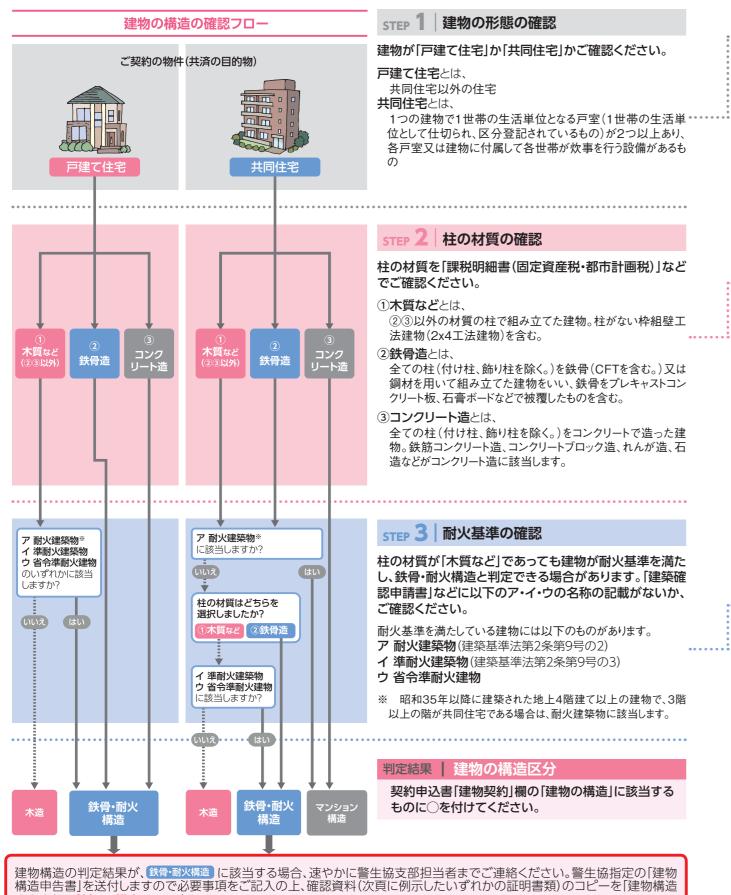
建物の構造

建物の構造により共済掛金が異なりますので、建物の契約をされる方は、契 約される建物の構造を以下の確認フローで必ずご確認ください。鉄骨・耐火 構造の場合は、確認資料(証明書類)のコピーの提出が必要です。 なお、動産契約のみの場合、建物の構造確認は必要ありません。



申告書」に添付して提出してください。

各ステップの解説

戸建て住宅







柱の材質は、課税明細書(固定資産税・都市計画税)などの確認資料(証明書類)の構造欄に、鉄骨造、鉄筋コンクリー

区分 登記 ●建物内部で行き来の

できない二世帯住宅

令和XX年度固定資産税・都市計画税課税明細書 本年度開発された。1月1日刊かあたたが所有して

家屋の所在

二世帯住宅の建物形態

建物内部で行き来のでき る二世帯住宅は、戸建て

区分登記されている建物 内部で行き来のできない 二世帯住宅は、共同住宅

区分家屋 家屋番号 複類・用途 標 造 地 物件参引

●共同住宅以外の

●建物内部で行き来の できる二世帯住宅

ト造などの名称で記載がありますのでご確認ください。 【材質の確認資料(証明書類)】

- ●課税明細書(固定資産税・都市計画税):【構造】欄 -
- ●建築確認申請書:第四面【4. 構造】欄 (建築基準法第6条第1、2号に基づくもの。以下同じ。)
- ●検査済証(中間検査合格証)
- ●登記事項証明書
- ●重要事項説明書
- ●土地建物売買契約書

いずれかの確認資料(証明書類)のコピーを提出し てください。

構造(略称)

鉄骨造 コンクリート造

•木诰 •木骨石造 ・木骨れんが造 ・軽鉄プレ

·鉄骨造(S)

・コンクリートブロック造(CB) ・軽量鉄骨造(LGS)・鉄筋コンクリート造(RC) ・鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC) (計量鉄骨プレキャ・れんが造(レンガ) ストコンクリート造)・石造(レンガ)

()内の(S)(SRC)(レンガ)などの略称で記載されている場合

建築確認申請書第四面(4. 構造) 【4. 構造】

課税明細書(固定資産税・都市計画税):【構造】欄

もあります。



..........

「木造一部鉄骨造」のように複数の材質が表記されている場合は、最も耐火性能の低い材質での判定となります。

耐火基準は、家を購入(新築)した際の一件書類の中にある<mark>建築確認申請書</mark>などの確認資料(証明書類)に記載さ れていますのでご確認ください。赤枠内のいずれかの項目にチェック等があれば、鉄骨・耐火構造となります。

【耐火建築物、準耐火建築物の確認資料(証明書類)】

- ●建築確認申請書:第四面【5. 耐火建築物】欄
- ●他保険(共済)が発行した証書等

【省令準耐火建物の確認資料(証明書類)】

- ●独立行政法人住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫) の特約火災保険の証券、ご契約カード、領収書等
- ●建築確認申請書
- ●設計仕様書
- ●設計図面書

いずれかの確認資料(証明書類)のコピーを添付して提出してください。

【5. 耐火建築物】 □耐火建築物 □□□76年**** □準耐火建築物(イー1) □準耐火建築物(イー2) □準耐火建築物(ロー1) □準耐火建築物(ロー2) □耐火構造建築物 □特定避難時間倒壊等防止建築物

建築確認申請書:第四面【5. 耐火建築物】欄

確認資料(証明書類)がない場合

耐火基準に関する確認資料(証明書類)が見つからない場合は、警生協指定の「建物構造申告書」の下半分にある「建物構 造証明書欄」に施工者、ハウスメーカー等から耐火基準に合致した建物であることの証明を受け、提出してください。



上記の確認資料(証明書類)が揃わない場合は、「新火災共済契約変更等申込書」の(2)建物契約「建物の構造」欄の 「1木造」に○を付けて提出し、確認資料(証明書類)が揃い次第、ご連絡ください。

なお、建物構造の違いによる共済掛金変更が生じた場合は、遡って共済掛金の差額を返還又は請求します**。(22頁 「共済掛金の返還と請求(建物の構造が異なる場合)」を参照)

※ 返還の場合は最長3年、請求の場合は直近の共済契約締結時(最長1年)まで遡ります。ただし、共済事故が生じたときに構造が異なることが判明した場合は、共済事故 が生じた日の属する共済年度まで溯ります。